

第194回福井県原子力環境安全管理協議会 議事概要

原子力安全対策課

1. 日 時 平成28年3月28日（月） 15時00分～16時30分

2. 場 所 （公財）福井原子力センター 2階 研修ホール

3. 出席者 別紙のとおり

4. 議 題

- (1) 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果(平成27年度 第3四半期)
および計画書（平成28年度）
- (2) 原子力発電所から排出される温排水調査結果(平成27年度 第3四半期)
- (3) 発電所の運転および建設状況(平成28年1月～3月)
- (4) 新規制基準等への対応状況について
- (5) 県内原子力発電所の新規制基準適合性審査等の状況について
- (6) 廃止措置計画認可申請の概要について

5. 配付資料 別紙のとおり

6. 議事概要

○議題説明

- (1) 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果（平成27年度 第3四半期）
および計画書（平成28年度）
[県 原子力環境監視センター 田賀 所長より説明]
- (2) 原子力発電所から排出される温排水調査結果（平成27年度 第3四半期）
[県 水産試験場 杉本 場長より説明]
- (3) 発電所の運転および建設状況（平成28年1月～3月）
[県 原子力安全対策課より説明]

(美浜町 山口 町長)

- ・資料 No. 1-4 の原子力発電所周辺の環境放射能調査計画書（平成28年度）の概要について、測定数が1382試料であり、平成27年度の内容を継続することだが、平成28年度は地点や試料数に変更はないということか。

(原子力環境監視センター 田賀 所長)

- ・平成27年度と同じ地点で調査を実施する予定であり、変更はない。至近では、平成27年度の計画策定時に測定地点等の見直しを行っている。

○議題説明

- (4) 新規規制基準等への対応状況について
[関西電力株式会社 宮田 副事業本部長]
- (5) 県内原子力発電所の新規制基準適合性審査等の状況について
[原子力規制委員会 原子力規制庁 小山田 地域原子力規制総括調整官]
- (6) 廃止措置計画認可申請の概要について
[関西電力株式会社 宮田 副事業本部長]
[日本原子力発電株式会社 山内 室長]

(県議会：石川 議員)

- ・各事業者からそれぞれ専門的な説明を頂いたが、一般の人にも分かるところがあった。規制委員会からの説明も分からないとは言えない。
- ・関西電力がやっと高浜3、4号機を稼働させ、3号機が運転している中、裁判所が再稼働禁止の仮処分命令を出したということは、非常に残念なことである。
- ・規制委員会の責任というものは一体どこにあるのか。裁判に負けたのは関西電力の説明不足のことだが、高浜3、4号機については、規制委員会の許可を受けている。規制委員会の田中委員長は、規制委員会はしっかりと審査を行い、それに対し、事業者も真摯に対応してきたと

談話の中で述べている。

- ・私は裁判に勝てと言っているわけではない。関西電力の説明不足で停止することになったが、裁判にかけられた時に、規制委員会から、関西電力に何らかの専門的な指導ができなかったのか、私はそれが残念でならない。

(原子力規制庁：小山田 地域原子力規制総括調整官)

- ・ただいまのご指摘は、大津地方裁判所の決定に対して規制側として何かできなかったのかということだと思う。田中委員長の談話も聞いておられるということだが、やはり司法の判断について、当事者ではない我々から何か申し上げるという性格のものではないと考えている。
- ・我々は、十分な安全性が確保されているかという観点で審査を行っており、事業者は規制基準への対応に加え、自ら更に安全性を高めるという姿勢で取り組んでいる。
- ・こうした規制基準の内容や審査の結果については、我々もいろいろなところで説明を行っている。
- ・裁判については、事業者が責任を持って対応するものと思っている。

(県議会：石川 議員)

- ・説明はその通りだと思うが、規制委員会が指導し、管理しなければどこが行うのか。
- ・規制委員会は、関西電力に対して、絶対に大丈夫であるから許可を出したのではないか。その発電所が裁判にかかったが、規制委員会から関西電力に対して指導がなかったかということが残念である。そういうことは、できないものなのか。
- ・関西電力の説明が足りなかったということについて、それを管理監督することが指導であり、日本の原子力として一体となるべきだと思うが、規制委員会が少し冷たすぎるのではないかと思う。

(原子力規制庁：小山田 地域原子力規制総括調整官)

- ・冷たすぎるのではないかという厳しいご指摘である。繰り返しになるが、裁判、司法の場での対応は当事者である事業者が一義的に対応するものである。
- ・指導という言葉があったが、安全性の確保については、当然関与しているが、その結果の説明の仕方にまで、規制側が口を挟むことは難しいという状況である。

(平和・環境・人権センター：松永 特別幹事)

- ・高浜4号機において、2月20日に発生したボルトの緩みによる水漏れ、および2月29日に発生した発電機の並列操作時における原子炉の緊急停止事象について、関西電力から説明して欲しかった。
- ・なぜ、そういう事象が発生したのか。県からの説明はあったが、関西電力として調査結果等をきちんと説明すべきであると思う。
- ・3号機が順調に運転しているなかで、4号機においてなぜこのような事象が発生したのか。いろいろな装置を替えたという説明であったが、専門家でない我々には全く分からない。今後、関西電力としてどう対応していくのか。
- ・また、規制委員会は、高浜4号機の水漏れ事象等々について、そういう細かいところまで検証

できなかったのか。規制委員会は、いろいろなことを検証した上で、合格の印鑑を押したと思うが、20日の時点で水漏れが起こり、放射性物質を含んだ水が漏れた。規制委員会として、きちんと審査すべきであったと思う。

- ・私は以前に免震事務棟について質問したが、今回、資料 No. 4 の中で設置するとの説明を受けた。免震事務棟は、いつ頃着工し、完成する予定なのか。
- ・以前、規制委員会からは、免震事務棟は規制基準で求められているものではなく、あくまで事業者が判断して設置するものであると説明を受けたと思う。その時、関西電力は、まだ計画していないという説明であったと思うが、ここにきてなぜ急に設置することになったのか、その経緯を説明してほしい。

(関西電力：宮田 副事業本部長)

- ・高浜4号機のトラブルについては、おっしゃる通り、我々から説明するのが本筋である。機会があれば、詳細について説明したい。今回のトラブルについては、先ほど福井県から概要および原因と対策について説明があったとおりである。
- ・原子炉の自動停止が、なぜ高浜4号機で発生し、3号機では発生しなかったのかについてだが、3号機においても4号機と同じ設定で保護リレーを運用※しており、その時の操作状況により同様の事象が発生しなかったというものである。このトラブルについては、原因と対策を規制委員会に報告し、その内容の確認を受けているところである。

※3号機は前回定期検査時（平成22年12月）に同じ設定で運用

- ・水漏れ事象については、対策として、漏れた弁と同様の弁について、全て、ボルトがきちんと締めつけられているか確認を行った。原子炉自動停止事象については、保護リレーの設定値が検討不足のものであったことから、設定値を変更するという直接的な対策を実施している。
- ・我々としては、直接的なところだけではなく、全体を見てきちんと対応していくことが必要と考え、2種類の総点検を実施している。
- ・1つ目は、記録類の総点検として、各工事あるいは協力会社の作業報告書等を全て見直し、問題がないか確認している。2つ目は、現場設備の総点検として、今回のようなものを含め色々な要因があると思うので、今後、それを全て点検し、再稼働に万全を尽くしていく。
- ・免震事務棟については、現在、平成29年度内の運用開始に向けて努力しているところである。時間的に厳しいものがあるが、まずは、そこを目指して実施している状況である。現在、設計を行っており、平成28年度中に現場の工事にとりかかりたいと考えている。
- ・免震事務棟の計画が最初からあったのかという質問については、元々、免震事務棟に規制基準で要求される緊急時対策所を設置するということを考えていた。しかし、平成27年3月に、規制基準に基づく緊急時対策所については、耐震建屋として別途設置し、免震事務棟は自主的対応として設置するという形で、分けて設置するという計画に変更した。
- ・つまり、計画としては当初から両方あり、機能を途中で2つに分け、緊急時対策所については耐震構造の建屋を設置し、それとは別に免震事務棟を建てるということで計画を進めている。

(原子力規制庁：小山田 地域原子力規制総括調整官)

- ・水漏れの件については、設置変更許可の際に細かい部分まで確認していなかったのではないかとご指摘かと思う。

- ・国の審査では、設置変更許可から実際に運転に至るまでの間に、様々な手続きがあり、設置変更許可の審査においては、設計の基本的なところ、運用の基本的なところを確認する。その上で、設計通りかということ、後段の規制である工事計画認可や保安規定変更認可の中で確認していくという段取りになっている。
- ・さらに、工事計画通りであるかは、使用前検査の中で確認する。今回の水漏れの原因は、施工であることから、規制の対象範囲ではなく、電気事業者等が自ら責任を持って対応する範囲であり、審査の一連の手続きに含まれるものではない。
- ・なお、漏えいした水に含まれる放射性物質の量が法律で規定された値に至っていないということもあり、法令対象のトラブルではない。しかし、こうしたトラブルが発生してよいということではなく、事業者において保安規定を順守し、保守管理をしっかりやっていくことが必要だと思う。
- ・我々は、安全上問題がないか、原子力災害に至らないかという視点から保安検査等でしっかりと確認していく。

(平和・環境・人権センター：松永 特別幹事)

- ・当該設備について、審査の対象ではないという説明であった。基準より少ないかどうかは別として、放射性物質を含んだ水が漏れている。今後も、今まで通りやるということではなく、電気事業者自らが責任を持って対応する範囲も含めて、きちんと審査の対象にしていかないと、何か問題が起きた時に「私は知りません」となる可能性がある。
- ・規制委員会としてしっかりやらないと、とんでもない方向に発展する可能性があるので、きちんとやっていただくようお願いする。

(原子力規制庁：小山田 地域原子力規制総括調整官)

- ・繰り返しになるが、とんでもない方向に行けば非常に問題があるので、そのような方向にならないように、保安規定の遵守の観点からしっかりと確認していく。ただ、審査項目に入れるかと言うと、全てを規制委員会が見るわけにはいかない。規制に係る資源の問題もあるので、大きな問題にならないかという観点で、確認していくことになる。

(県議会：田中 議員)

- ・今回の大津地方裁判所の判決では、新規制基準に対する疑念や疑義も述べられている。電力会社が十分説明しきれていないからそういうことになるのか。
- ・福井地方裁判所の最初の仮処分判決を踏まえても、新規制基準に対する疑念が、皆さんの中にあるのではないと思う。そういった部分について、規制委員会、規制庁として、今後どのように対応していくのか。

(原子力規制庁：小山田 地域原子力規制総括調整官)

- ・先ほどからお答えしているとおり、規制委員会が大津地方裁判所の決定に対して何か言う立場にはないと思うが、新規制基準については、田中委員長の記者会見や事務方のブリーフィングの中でも記者から質問があり、世界最高水準という言い方をしているが、なぜそう言えるのかということも含め、しっかりと説明していく。

(県議会：田中 議員)

- ・裁判については、同じ回答しか返ってこないと思うので、本庁にお伝えいただきたい。
- ・冒頭、副知事から今後のエネルギー政策に対する懸念が示されたが、我々は規制委員会の安全に係る審査に合格したということで、安全性に関して、またエネルギー政策の重要性、必要性について十分に理解しながら、県議会の皆様に理解をいただき、昨年 12 月に再稼働の必要があるとの決議を行った。地元高浜町においても、町議会、町長が再稼働に理解をして、ここまでやってきた。
- ・今後、司法の判断が変わるようなことが度々なされると、エネルギー政策を順調に進められない。町づくりや、原子力の安全性といった点についても、住民には不安が残る。今まで通りのやり方ではなく、規制基準の安全性に関する部分を、もっと国民にアピールできるような方法を取っていただきたい。
- ・協議会に出席する前に、私の事務所で町内の方とお話しした際、「原子力発電所がやっと稼働したと思ったら、また止まってしまった。我々は、いつになったら安心して生活ができるのか。」ということをしっかり伝えて欲しいと言われた。贅沢なことをしたいと思っているわけではなく、安心して生活が送れるように国全体として取り組んでいただきたい。

(美浜町：山口 町長)

- ・冒頭、副知事から大津地方裁判所の仮処分に関して、新規規制基準の十分な説明や、原子力発電の利用について確固たる方針を示し、国民の理解を深めることが重要という話があった。
- ・立地町としては、町民にいろいろな理解を求めており、これは 4 市町全て同じかと思う。
- ・国民的理解については、先日、福井でシンポジウムが行われたが、どういう頻度で行い、理解を求めれば、裁判所が納得するような状態となるのか。
- ・これは雲をつかむような話であり、今後規制委員会の審査に合格しても、また国民的理解という大きな捉え方の下、全国で司法の判断により覆されるのではないかという不安が非常に大きい。この国民の理解についてはどう捉えたらよいのか、どういうお考えなのかお聞かせいただきたい。

(県：杉本 副知事)

- ・裁判については、基本的に司法の問題であるが、判決の後に田中委員長が、今の規制基準は、世界最高水準にあるということや、事故による放射性物質の放出量を福島事故の 100 分の 1 以下となるよう設定しており、川内発電所と高浜発電所については、更にその 20 分の 1 以下、5 テラベクレルとなるような水準であること等を発言している。
- ・判決の中身を見ても、規制基準に対する不安や理念のことが言われている。法律にも書いてあるが、国民に対する原子力の安全性の確保については、原子力規制委員会の責務そのものであり、説明責任があるのではないかと思う。

(原子力規制庁：小山田 地域原子力規制総括調整官)

- ・ご指摘の通り、我々が実際に審査した結果については、様々な場で説明しており、今後もしっかりと説明すべきものと思っている。
- ・しかし、地方裁判所の判決の中身についてどうかということは難しいと思う。規制委員会が国

民から信頼されるよう、引き続き努力していく。

(県議会：仲倉 議長)

- ・これは大事な話である。先ほど、田中議員や山口町長も述べられた通り、原子力政策そのものの根幹に関わる話である。
- ・規制基準そのものが否定されたということであれば、これから何を頼りに安全文化というものを作っていくのかという、根本的な部分が裁判でひっくり返ったわけであり、規制委員会も他人事ではない。
- ・規制委員会そのものが言わば基準であり、今回の判決では、規制委員会の存在そのものが否定されたわけである。田中委員長は、最高裁判所の判決が出てから対応するとコメントしているが、自分たちの規制そのもの、存在そのものが否定されたということを重く受け止め、これから政府全体としてどうするのかということも含め、もっと真剣に考えていくべきである。

(原子力規制庁：小山田 地域原子力規制総括調整官)

- ・いただいたご意見を踏まえ、東京の本庁にも伝える。繰り返しになるが、引き続き様々な場を通じて、我々が判断した規制基準の内容については、しっかり説明していく。

(美浜町：山口 町長)

- ・前回の福井地方裁判所の判決でも、裁判官が大学の先生の一部の言葉を引用し、運転差し止めという結果になったと新聞等で報道された。国民的理解と言われているが、やはり、規制委員会や規制庁の方々が積極的に発信し、国民に規制基準をまず理解していただかないことには、状況は前に進んでいかない。精力的にやっていただきたい。
- ・審査会合の開催状況について、ある程度説明いただいた。関西電力の美浜3号機に関しては、7割程度審査が完了しているという見解が発表されている。審査の状況についても、立地県や立地市町村の方々がある程度把握していることが重要である。このためには、規制基準の理解が進まないと、前に進まないで、より一層の努力をお願いしたい。

以上